SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

陳龍業最高人民法院研究室民事処処長「民法典の施行と司法解釈の整理」

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2022-06-23
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 髙木, 喜孝
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029039

■ 国際学術シンポジウム ■

日中法律家交流協会理事長

弁護士 髙 木 喜 孝

陳龍業最高人民法院研究室民事処処長 「民法典の施行と司法解釈の整理」

(髙木のコメント)

今日のシンポジウムには、中国法専門の研究者の方や普段から中国法務に取り組まれている弁護士の方のほか、一般の方も参加されています。私のコメントはこれらの方のために、報告の基礎的・前提的な理解のために行います。

私は1985年以来、主として弁護士で構成される日中法律家交流協会の活動に参加しています(協会の交流活動は1974年以来です。ホームページ hppt://www.lajc.jp)。

最高人民法院の司法解釈

「立法法」には挙げられていないが、「司法解釈作業に関する規定」(2007年公布・施行)に「最高人民法院が公布する司法解釈は、法的効力を有する」(第5条)と規定されており法的効力を有する。実務上は重要な存在で、法曹には必須である。日本の最高裁判所にはその権能はない。日本の最高裁判例の権能と比較するとその相違が分かる。また、中国の法には、各々「解釈権」を有する機関が摘示されることもある。

民法典制定までの間、長期にわたって各民事単行法に関する司法解釈が発出されてきたので、民法典の制定に当たり、従前の司法解釈の整理(廃止、改正など)が必要となる。民法典の公布に並行して、それら司法解釈の廃止・改正がなされた(白出報告の詳細リストがある)。多くは整理というべきであるが、中では「『民法典』時間的効力に関する若干の規定」が実務上の意義がある(白出報告)。

(野村高志弁護士の補足コメント)

これらの一連の司法解釈の改廃は、従前存在した司法解釈について、その内容が新 しい民法典の内容とは齟齬があって改訂されるべきものについて、民法典に合致させ る形で新たな司法解釈の制定及び従来の司法解釈の廃止を行ったものです。

個々の内容はテクニカルなものが多く、既に民法典で規定された内容でもある ただ、最高人民法院が、民法典の施行に合わせて、従前の司法解釈との齟齬が生じ ないよう、施行時に間に合わせて司法解釈の整理を行ったのは、当然必要な作業とはいえ、素晴らしいと思いました(ご存知の通り新法が出ても旧法に基づく司法解釈はそのままという事例も多いと思います)。

* * *

朱慶育南京大学教授

「歴史的慣性-民法典における債権総則の取捨」

(髙木のコメント)

中国の民法典編纂の道は、1986年民法通則以来、「改革開放」の進展に合わせて、経済契約法、担保法、合同(契約)法、物権法など民事単行法を積み重ね制定してきた経緯がある(資料1拙稿「中国民法典の完成一社会主義市場経済の法と制度の現在」『日中法律家交流協会報』64号2020年10月)。それらの主たる目的は、第1には、合弁契約法など外資関連法、第2はWTO加入の対応のための立法であった。

法典の編纂方針との関係では、特に「合同法」の制定において、実務上の必要から 実質上「債権総則」の内容が盛り込まれた経緯がある。今回の民法典において、パン デクテン形式(注)をとらず、「債権」編や「債権総則」に該当する部分が無く、「第三 編 合同法」として編纂されたのは、民事単行法の積み重ねという上記経緯がその理 由と考えられる。ドイツ民法典草案やフランス民法典の西欧民法典の翻訳を基本とし たというべき日本民法典に比べ、形式よりも上記立法の経緯及び実質を重んじた中国 民法典の編纂過程についてよく理解できた。

(注) パンデクテン形式

6世紀、東ローマ帝国のユスティニアヌス皇帝が編纂した『ローマ法大全(Corpus Iuris Civilis)』は西欧では長い間忘れられていたが、11世紀に「発見」され、その後12世紀からイタリア・ボローニア大学で教科書として用いられたという。その第2部「学説彙纂」をパンデクテン(Pandectae)と呼ぶ。19世紀ドイツで重視され、1900年のドイツ民法典でその編纂方式が採用された。「総則」、「物権」、「債権」、「親族」、「相続」と編纂され、各々、総則・各論に体系化されている。日本の民法典はドイツ民法典草案の翻訳を基礎としたので、パンデクテン形式となっている。

(補)

報告中たびたび登場する王勝明法制工作委員会副主任(文中当時)の名は協会にとって大変 懐かしい。王勝明先生は、協会の招待で1991年1月より1年間日本研修の機会があり(当時、 法工委民法室処長)、極めて熱心に日本の民事法の研究をされ、わずか1年後には協会員の前で、 日本語で日本民事法について報告された記憶が鮮明である(『日中法律家交流協会報』7号1992 年3月)。